

自動火災報知設備及び消防設備修繕（大崎生涯学習センター）仕様書

1 総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という）が発注する自動火災報知設備及び消防設備修繕（大崎生涯学習センター）にかかる仕様について定める。

2 概 要

本修繕は、大崎生涯学習センターの利用者の安全を確保するために行うものである。

3 修繕名

自動火災報知設備及び消防設備修繕（大崎生涯学習センター）

4 修繕場所

大崎市古川穂波三丁目 4 番 20 号

5 修繕期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 支払方法

完成検査合格後、竣工払

7 修繕概要（場所については、別紙自動火災報知設備及び消防設備修繕場所のとおり）

（1）自動火災報知設備修繕

- ア 火災受信機 P型 1級壁掛型 45L 1式
- イ 火災受信機扉加工・取付台作成 1式
- ウ 光電式煙感知器 2種 露出型 5個
- エ 試運転調整 1式

※既存設備の撤去も含むものとする

（2）消防設備修繕

- ア 避難口誘導灯 B級BH形 片面型 壁・天井付・吊下型 4台
- イ 階段通路誘導灯 2台
- ウ 試運転調整 1式

※既存設備の撤去も含むものとする

8 検査

受注者は、修繕が完成したときは、速やかに発注者に報告し、完成検査を受けなければならない。

9 修繕関係の提出書類

(1) 契約締結時

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 消費税に関する届出書 | 1部 |
| イ 着手届及び工事工程表 | 1部 |
| ウ 現場代理人等通知書（経歴書含む） | 1部 |
| エ その他指示する図書 | 指示する部数 |

(2) 修繕完了時

- | | |
|---------------|--------|
| ア 完成届 | 1部 |
| イ 報告書及び修繕工程写真 | 1部 |
| ウ その他指示する図書 | 指示する部数 |

(3) 管轄消防署への提出書類

- | | |
|-------|----|
| ア 着工届 | 2部 |
| イ 設置届 | 2部 |

10 履行方針

- (1) 本仕様書は、本修繕の基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と思われるものについては、受注者の責任においてすべて行うこと。
- (2) 大崎生涯学習センターの通常業務に支障を生じさせない修繕であること。
- (3) 大崎生涯学習センター関係者及びセンター近隣の住民への安全対策・環境対策に留意すること。
- (4) 当該部分の耐久性・維持管理に配慮した修繕であること。
- (5) 関係法令及び諸規定を遵守した修繕であること。
- (6) 本仕様書について、疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し定めるものとする。
- (7) 本仕様書については、原則として変更は認めない。ただし発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- (8) 作業日程については、発注者と協議して決定すること。

11 保証

当該修繕の検収後、1年以内に設計または構造上の原因により生じた異常は、受注者において無償で修復するものとする。

また、前記期間を過ぎた後においても、明らかに受注者の責任によると認められる異常についても同様とする。

12 修繕にかかる一般事項

- (1) 作業中の危険防止対策を十分行い、また作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- (2) 修繕で生じた廃材等については、受注者において処分すること。
- (3) 作業場所の整理整頓を履行し、火災等の事故防止に努めること。
- (4) 他の設備・既存物件等への損傷、汚損防止に努め、受注者の責任範囲において損傷、汚損が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

13 修繕内容の変更

修繕後、内容に変更の必要が生じた場合、その内容及び理由がやむを得ないと認められる場合に限り、受注者は発注者と協議の上変更することができる。

14 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力をを行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。